

宝生流教授囑託会高岡支部規約

- 第 1 条 本会は宝生流教授囑託会高岡支部と称する。
- 第 2 条 本会の会員は、富山県呉西地区に在住する宝生流教授囑託免状受領者とする。(任意加入)
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦と研鑽につとめ、流儀の発展を期することを目的とし、このために必要な事業を行う。
- 第 4 条 本会の事務所は支部長宅におく。
- 第 5 条 本会には下記の役員をおく。役員は総会において選出し、任期は2ヶ年とする。

支部長	1 名
副支部長	若干名
常任理事	若干名
理事	若干名
(内、庶務、会計各々2名以内)	
監事	2名以内

- 第 6 条 本会には顧問をおくことが出来る。顧問は会員にして、役員会の決議を経て推薦する。そのほか、地域在住の職分に名誉顧問として、委嘱することが出来る。
- 第 7 条 本会の会計年度は1月1日から12月31日までとする。
- 第 8 条 本会の総会は年1回とし、毎年2月第3日曜日に催す。
理事会は必要に応じて開催する。 (平成28年2月より第3となる)
- 第 9 条 本会の経費は、入会金、会費および寄付金をもってこれに充る。ただし、研修会その他の会合費については別途に徴収しその費用に充当する。
- 入会金 3,000円 (内訳 2,000円本部会費 1,000円支部会費)
年会費 ~~7,000円~~ 6,000円 (内訳 ~~3,500円~~ 4,500円本部会費 3,500円支部会費)
- 第 10 条 慶弔費・病氣見舞等については理事会の協議により定めるものとする。

以 上

↓
平成19年度より

・ 本人死亡 ----- 香典 5,000 生花 5,000